

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要
綱

第一 独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正

一 学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額

1 大学、高等専門学校（第四学年及び第五学年に限る。）又は専修学校に在学する者（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（以下「機構法施行令」という。）第一条第三項に規定する特定通信教育受講者（以下単に「特定通信教育受講者」という。）であるものを除く。）のうち、学資支給金の支給又は大学等における修学の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第八条第一項の規定による授業料の減免（以下「授業料減免」という。）を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、学校等及び通学形態の区分に応じ、第一種学資貸与金の上限の額から次の（一）及び（二）に掲げる額の合計額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）を上限として学生又は生徒が一定の範囲で選択する額とするものとすること。
（機構法施行令第一条の二第一項関係）

（一）当該学生又は生徒につき（一）の1から4までにより算定される学資支給金の額（当該学生又は生徒

が通信による教育を受ける者である場合には、当該額を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

(二) 当該学生又は生徒につき学校等及び通学形態の区分に応じ、大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下「支援法施行令」という。）第二条第一項第一号の表の中欄に定める授業料の年額（当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下「授業料調整年額」という。）（当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額）を十二で除した額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

2 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、機構法施行令第一条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次の(一)及び(二)に掲げる額の合計

額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とする。）となるよう定めなければならないものとすること。

（機構法施行令第一条の二第二項関係）

- (一) 特定通信教育受講者につき一の3及び4により算定される学資支給金の額
- (二) 一三〇、〇〇〇円（特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額（その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額）

二 学資支給金の額

- 1 学資支給金の月額は、次の(一)から(三)までに掲げる学資支給金を受ける者（以下「支給対象者」といいう。）に係る支給額算定基準額の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める額（(一)又は(三)に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とするものとすること。

（機構法施行令第八条の二第一項）

- (一) 一〇〇円未満 学校等及び通学形態の区分に応じ、一七、五〇〇円から七五、八〇〇円までで定

める額

(二) 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

(三) 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計を維持する者が生活保護法第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、1にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該(一)から(三)までに定める額(二)又は(三)に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額)とするものとすること。

(機構法施行令第八条の二第二項関係)

(一) 一〇〇円未満 学校等の区分に応じ、二五、八〇〇円から四二一、五〇〇円までで定める額

(二) 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

(三) 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 (一)に定める額に三分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、1及び2にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の(一)から(三)までに掲げる区分に応じ、一年につき、当該(一)から(三)までに定める額とするものとすること。

(機構法施行令第八条の二第三項関係)

(一) 一〇〇円未満 五一、〇〇〇円

(二) 一〇〇円以上二五、六〇〇円未満 三四、〇〇〇円

(三) 二五、六〇〇円以上五一、三〇〇円未満 一七、〇〇〇円

4 1から3までの「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計を維持する者について(一)に掲げる額から(二)に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計を維持する者が

地方税法第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規

定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいうものとすること。

（機構法施行令第八条の二第四項関係）

（一）学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百四十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額等の合計額に百分の六を乗じた額

（二）学資支給金が支給される月の属する年度分の地方税法第三百四十四条の六及び附則第三条の三第五項の規定により控除する額（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市により当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課される者については、当該額に四分の三を乗じた額）

5 支給対象者が職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条第一項に規定する職業訓練受講給付金その他の法令に基づく大学等（大学、高等専門学校又は専修学校をいう。以下同じ。）の学資に係る給付等であつて学資支給金の額を調整する必要があるものとして文部科学省令で定めるものを受けた場合における当該支給対象者に対する学資支給金の額については、1から4ま

でにかかわらず、これらにより算定される学資支給金の額を限度として文部科学省令で定める額とするものとすること。

（機構法施行令第八条の二第五項関係）

三 学資支給金の支給の期間

機構は、次の1又は2に掲げる者に該当する支給対象者に対して、当該1又は2に定める月数を限度として、学資支給金の支給を行うものとすること。

（機構法施行令第八条の三関係）

1 過去に学資支給金の支給を受けたことがない者 当該支給対象者がその在学する大学等の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数（支援法第二条第二項に規定する短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科の正規の修業年限を満了するために必要な期間の月数が二十四月を超える場合には、二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とし、専修学校の正規の修業年限を満了するためには、四十八月を超える場合には、四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数とする。以下同じ。）

2 過去に学資支給金の支給を受けたことがある者のうち学校教育法第百八条第九項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により編入学した者その他の文部科学省令で定める者 当該支給対象者がその

在学する大学等の正規の修業年限を満了するためには必要な期間の月数（当該月数と当該支給対象者が過去に学資支給金の支給を受けた期間の月数（以下「過去支給期間月数」という。）とを合算した月数が七十二月を超える場合には、七十二月から当該過去支給期間月数を控除した月数）

第一 経過措置

一 国庫納付金の納付の手続

1 機構は、支援法附則第六条第四項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、同条第一項に規定する旧学資支給金の支給が終了する日の属する事業年度（以下「最終事業年度」という。）の事業年度末の貸借対照表、最終事業年度の損益計算書その他の国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、最終事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを文部科学大臣に提出しなければならないものとすること。

（第三条第一項関係）

2 文部科学大臣は、1の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとすること。（第三条第二項関係）

二 国庫納付金の納付期限

国庫納付金は、最終事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならないものとする」と。

三 国庫納付金の帰属する会計

国庫納付金は、一般会計に帰属するものとすること。

第三 施行期日

この政令は、支援法の施行の日から施行するものとすること。

（附則第一項関係）

（第四条関係）